

下松市民憲章実践者表彰要領

1 趣旨

この要領は、下松市民憲章実践者表彰規程第6条の規定により、表彰における実践者の選考基準を定めるものとする。

2 実践期間

実践行為の期間は概ね3年以上とし、今後も継続的に実践される見込みのあるものとする。ただし、実践の頻度を考慮して次のとおりとする。

- ・週1～2回程度の実践は、3年間以上継続していること。
- ・月1～2回程度の実践は、6年間以上継続していること。
- ・年1～6回程度の実践は、10年間以上継続していること。

3 表彰対象行為

市民憲章の実践は、幅広い範囲の自発的行為を対象とするものであり、一時的な行為及び公職者としての実践行為又はこれに類する行為は対象外とする。

4 団体に対する表彰

各種団体が目的とする事業範囲内の行為については、その功績が特に顕著であるものを対象とする。

5 表彰歴のある実践者

過去に下松市民憲章実践者表彰を受けた実践者（異なる実践行為で表彰を受けた場合も含む。）は表彰の対象としない。

過去に下松市民憲章モデル団体指定を受けたものについては、下松市民憲章実践者表彰の対象とする。